

令和 8 年度
兵庫県住宅用創エネルギー・
省エネルギー設備設置特別融資
Q & A

	頁
I 融資制度について	1
Q 1 令和8年度の融資制度は、昨年度分とはどう違いますか？.....	1
Q 2 融資を申し込みたいのですが、申請書等の様式はどこで手に入りますか？…	1
Q 3 他の補助・融資制度と併用することは可能ですか？.....	1
II 融資を利用できる者について	2
Q 4 本件融資の利用申込資格はどのようになっていますか？.....	2
III 「うちエコ診断」について	3
Q 5 「うちエコ診断」とはどのようなものですか？.....	3
Q 6 診断時間はどのくらいですか？.....	4
Q 7 どこで受診できますか？.....	4
Q 8 診断料は必要ですか？.....	4
Q 9 平日は働いているため「うちエコ診断」を受診できません。休日に受診することは可能ですか？また、融資申込者本人ではなく、同居している家族が受診してもよいですか？.....	4
Q 10 受診はどこに申し込むのですか？.....	4
Q 11 受診を申し込めば、すぐに受診できるのですか？.....	4
Q 12 「うちエコ診断」を受診しているかどうかは、どのようにして確認するのですか？.....	5
Q 13 うちエコ診断 Web サービスでの受診を希望します。本件融資は利用できますか？.....	5
Q 14 融資申込者ではない同居者がうちエコ診断を受診しているが、融資申し込み可能ですか？融資申込者本人ではなく、同居している家族が受診してもよいですか？.....	5
IV 対象となる設備について	6
Q 15 融資の対象となる機種とはどのようなものですか？また、設置しようとしている設備が対象となる機種かどうかはどのようにして確認するのですか？.....	6
Q 16 これから融資を申込もうと思いますが、すでに設置した設備は対象となりますか？.....	6
Q 17 太陽光発電設備の増設は融資の対象となりますか.....	6
Q 18 住民票上は誰も居住していない県内の別宅に対象設備の設置を考えています。本件融資の対象となりますか？.....	6
Q 19 住居と店舗が一緒になっており、住民票もそこに置いていますが、本件融資の対象となりますか？.....	6
Q 20 自ら居住する住宅の住所地において、駐車場の屋根及び庭に対象設備を設置	

します。住宅の屋根に設置するわけではありませんが、本件融資の対象となりますか？ 6

Q21 LED 照明器具を敷地内の門灯に設置します。本件融資の対象となりますか？・7

Q22 電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器（ハイブリット給湯器）は、本件融資の対象となりますか？..... 7

V 対象となる費用について..... 10

Q23 融資の対象となる費用には何が含まれますか？.....10

Q24 対象設備の設置に際し、既存設備を撤去します。撤去費は融資の対象に含まれますか？.....10

Q25 屋根の補修や防水工事に要した費用は融資の対象に含まれますか？.....10

Q26 家のリフォーム工事も同時に行ったため、工事費などにリフォームの分も含まれています。どこまでを融資の対象にできますか？.....10

VI 融資に係る手続全般について..... 11

Q27 融資機関に融資申込を行う際に必要な書類を教えてください。.....11

Q28 令和8年度の融資申込期間は令和8年4月1日から令和9年3月1日までとなっていますが、これは融資申込者から融資機関に対する申込の期間ですか？融資機関から県に対する申込書類送付の期間ですか？.....11

Q29 製品名・型番、設備のkW数及び経費の内訳が明記された工事請負契約書の写しが必要とのことですが、契約書にこれらの記載がない場合はどうすればよいですか？.....11

Q30 設置設備に係る確認書（様式第1号の3、第1号の4）は、誰が記載するのですか？.....11

Q31 うちエコ診断の受診を申し込みましたが、まだ受診していません。この段階で融資機関に融資を申し込み、審査を進めてもらえますか？.....11

Q32 融資はどの段階で受けることができますか？.....12

Q33 融資機関に融資申込を行い、受理されましたが、貸付認定通知書が届くまで工事に着工できませんか？.....12

Q34 融資を申し込んだ後、貸付認定通知書が届く前に、申し込んだ内容を変更したい場合、どのような手続が必要ですか？.....12

Q35 貸付認定後に申し込んだ内容を変更したい場合、どのような手続が必要ですか？.....12

Q36 貸付認定後に諸事情により対象設備の設置をやめました。この場合、何か届け出は必要ですか？.....12

Q37 融資を申し込み、すでに貸付認定を受けています。しかし、設置工事の着工が遅れたことにより、令和9年3月31日までに工事を完了させ、融資を受けることができそうにありません。どうしたらよいですか？.....13

I 融資制度について

Q1 令和8年度の融資制度は、昨年度分とはどう違いますか？

A1 国補助の要件変更等に伴い「家庭用蓄電池」「家庭用太陽熱利用設備」「家庭用ヒートポンプ式電気給湯器」「家庭用潜熱回収型給湯器（ガス、石油）」「躯体の断熱化工事（外壁、屋根、天井、床）」「省エネ化工事（冷暖房設備等）」の設備要件を変更しています。

また、「省エネ化工事」について、融資対象設備に「換気設備」を追加しています。
※詳細は8，9頁参照

Q2 融資を申し込みたいのですが、申請書等の様式はどこで手に入りますか？

A2 様式1-1、1-2、1-3及び1-4は、兵庫県のホームページからダウンロードできるようになっております。

また、令和8年4月1日からは、各融資機関でも配布を行います。

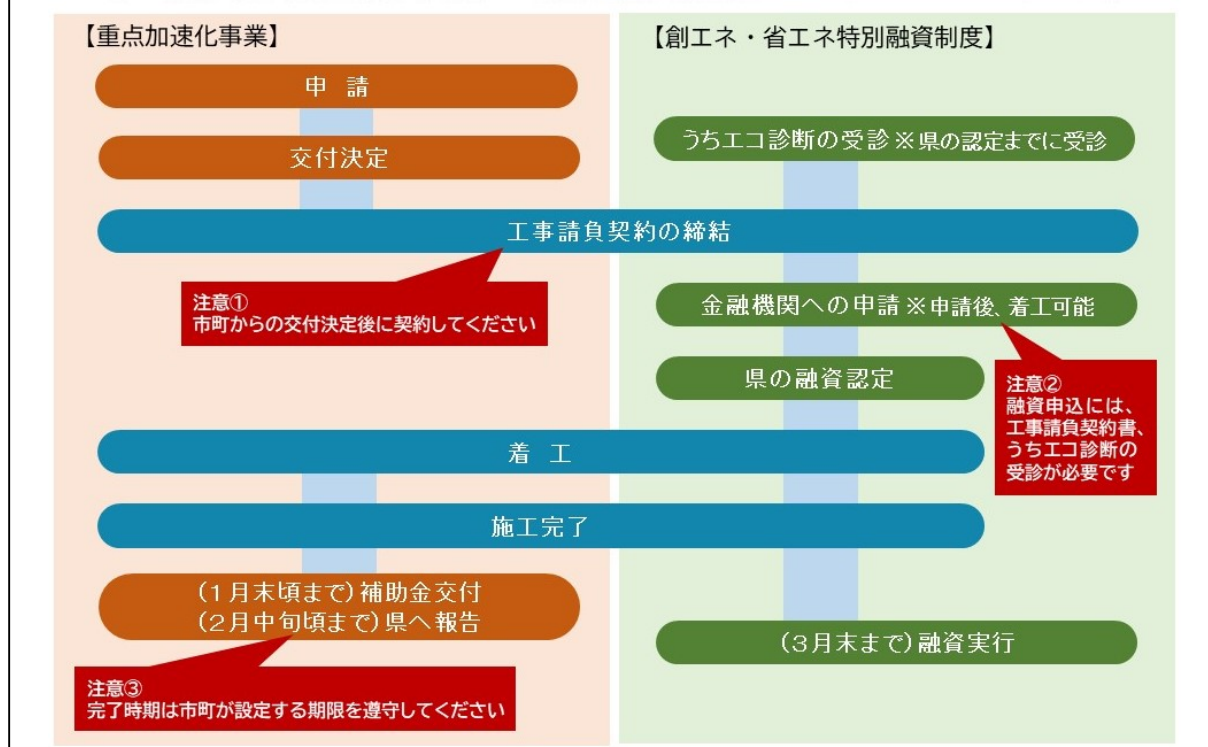
Q3 他の補助・融資制度と併用することは可能ですか？

A3 本件融資は、他の補助・融資制度との併用が可能ですが、本融資制度の融資額の上限は、他制度で併用する補助・融資制度額を控除した額となります。

他の補助・融資制度を利用する際は、貸付申請書（様式第1号の1及び様式第1号の2）の資金内訳欄の「その他（自己資金等）」に該当金額を記入してください。

なお、一部の各市町で実施している「個人向け太陽光発電設備等の設備補助事業（重点対策加速化事業）」との併用も可能ですが、当該補助制度には契約締結時期及び設備設置完了時期等に制限がありますので、ご留意願います。

【参考：重点対策加速化事業との併用スケジュール】



Ⅱ 融資を利用できる者について

Q 4 本件融資の利用申込資格はどのようになっていますか？

A 4 令和8年度に本件融資を利用申込できるのは、以下の(1)から(4)の要件をすべて満たす方です。

- (1) 県内の自ら居住する住宅（住宅として使用される予定であるものを含む。以下同じ。）に対象設備を設置する兵庫県民
- (2) 令和9年3月31日まで（ただし、天災など、やむを得ない場合を除く）に融資を必要とする者
- (3) 融資金の償還が確実にできる見込みがあり、かつ、融資機関の定めるその他の融資条件を満たす者（各融資機関の審査による）
- (4) うちエコ診断（うちエコ診断 Web サービス等の環境省が認定した家庭エコ診断を含む）を過去1年以内に受診していることを、県が確認した者

Ⅲ 「うちエコ診断」について

Q5 「うちエコ診断」とはどのようなものですか？

A5 専門の診断士が、ご家庭の電気やガスの使用状況などをもとに、専用のソフトを用いて、家庭の”どこから””どれだけ”CO₂が排出されているのかをわかりやすく示し、ライフスタイルにあわせた省エネ・CO₂削減対策プランをご提案します。
詳細については、<http://www.eco-hyogo.jp/global-warming/uchieco/>
((公財) ひょうご環境創造協会 HP) をご覧下さい。

(参考) うちエコ診断の流れ (診断画面から抜粋)

STEP1 CO₂排出の平均比較とランキング

光熱費のデータを総務省の家計調査と比較することによって、ご家庭のCO₂排出量について、地域の世帯数を100世帯と仮定した場合の順位を判定します。



STEP2 必要な削減量の理解と目標の明確化

ご家庭のCO₂排出量と、温暖化防止に必要な削減レベルを、棒グラフで分かりやすく表示し、ご家庭のライフスタイル等をふまえて自由に削減目標を設定します。



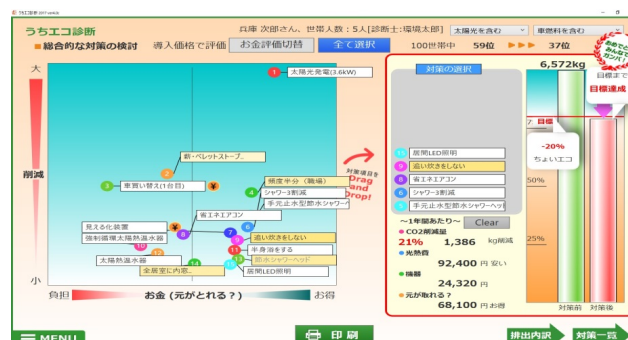
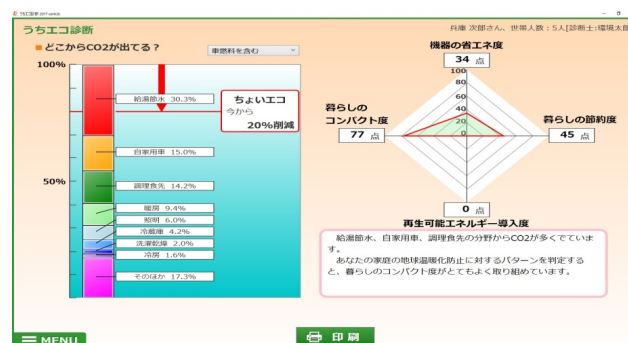
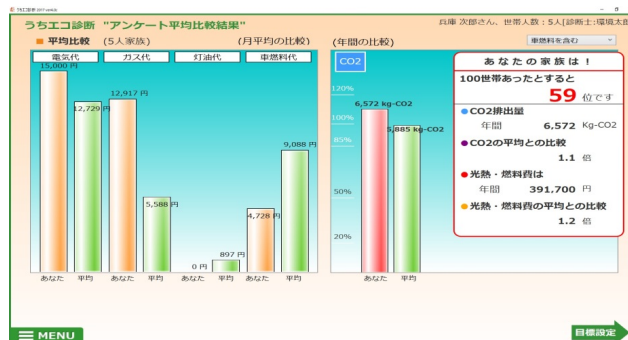
STEP3 CO₂排出分析

ご家庭の「どの分野から」「どれだけ」CO₂が出ているのかを分かりやすく表示し、どの分野で削減すればよいのかを探ります。



STEP4 効果的な対策の提案

収集した情報を基に、各種削減対策を費用対効果の大きさと分類して表示し、ご家庭のライフスタイル等に応じた有効な対策をご提案します。



Q 6 診断時間はどのくらいですか？

A 6 60 分程度です。

Q 7 どこで受診できますか？

A 7 以下のいずれかの方法での受診が可能です。

- ・ Zoom を使用したオンライン診断（診断士とオンラインでつなぎ行います。）
- ・ 窓口診断（（公財）ひょうご環境創造協会で行います。）

Q 8 診断料は必要ですか？

A 8 無料です。

Q 9 平日は働いているため「うちエコ診断」を受診できません。休日に受診することは可能ですか？

A 9 オンライン診断は土・日曜日及び祝日の受診も可能です。
窓口診断は平日のみとなります。

Q10 受診はどこに申し込むのですか？

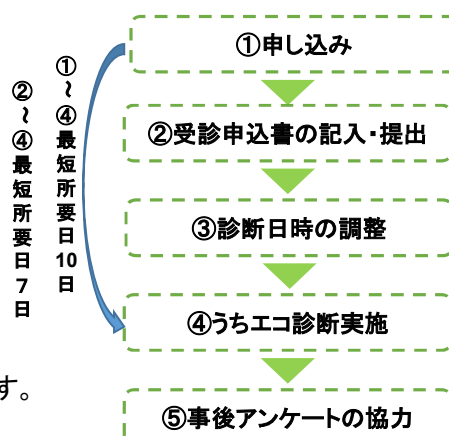
A10 下記にお申し込み下さい(受診申込書を FAX もしくは協会 HP からの申込が可能)。
（公財）ひょうご環境創造協会 環境創造部 環境創造課（うちエコ診断担当）
〒654-0037 神戸市須磨区行平町 3-1-18
電話：078-735-4100 FAX：078-735-7222
協会 HP：<http://www.eco-hyogo.jp/global-warming/uchieco/>

Q11 受診を申し込めば、すぐに受診できるのですか？

A11 受診申込書に家族構成や電気・ガス・ガソリンなどの使用量等を記入し、（公財）ひょうご環境創造協会へ提出いただいた後、診断士との日程調整を行う必要があります。

受診申込書の提出から診断受診まで、最短でも7日間かかりますので、融資申込を希望される方は、お早めの申し込みをお願いします。
※最短の所要日数を目安としてお示ししています。

余裕をもってお申し込みいただきますようお願いいたします。



Q12 「うちエコ診断」を受診しているかどうかは、どのようにして確認するのですか？

A12 県が（公財）ひょうご環境創造協会に照会し確認します。

Q13 うちエコ診断 Web サービスでの受診を希望します。本件融資は利用できますか？

A13 環境省が認定したうちエコ診断 Web サービス等の家庭エコ診断を受診いただいた場合でも本件融資は利用できますが、より詳細な説明を受けることが可能なため、（公財）ひょうご環境創造協会が実施する対面（Zoom での診断を含む）でのうちエコ診断の受診をお勧めします。

なお、Web サービスを利用される場合は、診断後表示される診断結果※を申請書に添付してください。

※「レポートを印刷する」をクリックし、氏名を記入した状態で印刷してください。
（うちエコ診断 Web サービス） <https://webapp.uchieco-shindan.jp/>

Q14 融資申込者ではない同居者がうちエコ診断を受診しているが、融資申し込み可能ですか？融資申込者本人ではなく、同居している家族が受診してもよいですか？

A14 同居であれば可能です。診断は世帯単位で行います。

IV 対象となる設備について

Q15 融資の対象となる機種とはどのようなものですか？また、設置しようとしている設備が対象となる機種かどうかはどのようにして確認するのですか？

A15 対象設備の詳細については、8、9頁を参照して下さい。
適合機種であるかどうかの確認は、原則として、設置業者が記載した「設置設備に係る確認書」を、申し込み時に添付いただくことにより行います。

Q16 これから融資を申し込もうと思いますが、すでに設置した設備は対象になりますか？

A16 融資機関への申し込みより前に、設置工事に着工した設備は融資の対象になりません。必ず、着工前に融資機関への申し込みを行ってください。

Q17 太陽光発電設備の増設は融資の対象となりますか？

A17 既設分と増設分を合わせて、太陽電池の公称最大出力、またはパワーコンディショナの定格出力のいずれか一方が10 kW未満であれば、対象となります。
ただし、増設の場合でも、太陽電池モジュールと、パワーコンディショナをともに設置することが条件です。

Q18 住民票上は誰も居住していない県内の別宅に対象設備の設置を考えています。本件融資の対象となりますか？

A18 県内の自ら居住する住宅に該当しないため、本件融資の対象となりません。

Q19 住居と店舗が一緒になっており、住民票もそこに置っていますが、本件融資の対象となりますか？

A19 住居を兼ねており、申込者が自ら居住する店舗等へ対象設備を設置する場合は、本件融資の対象となります。
ただし、対象設備設置請負契約を締結した者が法人その他の団体である場合等、個人向けの融資と認められないものについては、対象となりません。
また、上記以外のケースでも、融資機関の融資条件により、融資をお断りすることがあります。詳細は融資を希望される融資機関にご確認ください。

Q20 自ら居住する住宅の住所地において、駐車場の屋根及び庭に対象設備を設置します。住宅の屋根に設置するわけではありませんが、本件融資の対象となりますか？

A20 自ら居住する住宅の住所地において設置し、発電した電気を同住宅で使用する場合には、屋根以外の場所に設置する場合も、本件融資の対象となります。

Q21 LED 照明器具を敷地内の門灯に設置します。本件融資の対象となりますか？

A21 自ら居住する住宅の住所地の敷地内において、取り付けて使用するものであれば本件融資の対象となります。なおスタンドライト等持ち運びが可能なものは対象外です。(Q23 参照)

Q22 電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器（ハイブリット給湯器）は、本件融資の対象となりますか？

A22 対象となります。要件は、以下のとおりです。

「みらいエコ住宅 2026 事業の対象となるもの。又はそれと同等の機能を有すると知事が認める設備。」

(参考) 設備種別ごとの融資要件

設備種別	要件
太陽光発電設備	1 太陽光発電による電気が、当該太陽光発電システムが設置される住宅において消費されるもの。 2 次の数値のうちのいずれかが10kW未満の太陽光発電システムであるもの。なお、増設等の場合においては、既設分を含めて10kW未満であること。 ① 太陽電池の公称最大出力（対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値。太陽電池モジュールの公称最大出力とは、日本産業規格（以下、JISという。）に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力とするが、IEC等の国際規格も可とする。kW表示とし、小数点以下2桁未満は切り捨てる。）。 ② パワーコンディショナの定格出力（対象システムを構成するパワーコンディショナの定格出力の合計値。定格出力はJISに基づく。kW表示とする。）。 3 下記のとおり性能・品質を満たしているもの。 (1) 一般財団法人電気安全環境研究所（JET）の「太陽電池モジュール認証」相当の認証を受けているもの又は同等以上の性能、品質が確認されているもの。 (2) 太陽電池モジュールの公称最大出力の80%以上の出力が太陽電池メーカーによって出荷後10年以上保証されていること。 4 製造工程等（サプライチェーン含む）において人権に配慮し、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン（令和4年9月ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議）」を遵守して製造されたシステムであること。
家庭用燃料電池コージェネレーションシステム	一般社団法人燃料電池普及促進協会が指定したもの。

設備種別	要件
家庭用蓄電池	1 V2H以外 国のみらいエコ住宅2026事業の対象となるもの。又はそれと同等の機能を有すると知事が認める設備。 2 V2H（ヴァーカル・トゥ・ホーム） 国のクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充電設備等導入促進補助金の対象となる設備となるもの。又はそれと同等の機能を有すると知事が認める設備。
家庭用太陽熱利用設備	国のみらいエコ住宅2026事業の対象となるもの。又はそれと同等の機能を有すると知事が認める設備。
家庭用ヒートポンプ式電気給湯器	
家庭用潜熱回収型給湯器（ガス、石油）	
開口部の断熱化工事（内窓又は複層ガラス設置、外窓交換、ドア交換）	
躯体の断熱化工事（外壁、屋根、天井、床）	
省エネ化工事（冷暖房設備 等）	1 設置する機器の統一省エネラベルにおける多段階評価が5つ星であるもの 2 LED照明器具（電池を電源とするもの、LEDと蛍光灯が一体となっているものは対象外） 3 節水型トイレ、高断熱浴槽、換気設備（国のみらいエコ住宅2026事業の対象となるもの。又はそれと同等の機能を有すると知事が認める設備。）

V 対象となる費用について

Q23 融資の対象となる費用には何が含まれますか？

A23 対象設備及びその設置工事にかかった費用が含まれます。

Q24 対象設備の設置に際し、既存設備を撤去します。撤去費は融資の対象に含まれますか？

A24 含まれません。

Q25 屋根の補修や防水工事に要した費用は融資の対象に含まれますか？

A25 原則として含まれません。

Q26 太陽光発電設備の設置と家のリフォーム工事も同時に行ったため、工事費などにリフォームの分も含まれています。どこまでを融資の対象にできますか？

A26 8、9項の対象設備（対象のリフォームを含む。）及び設置工事に係る費用のみが、本件融資の対象となります。

足場の設置等、対象設備の設置工事とそれ以外の工事の両方に関わる費用については、双方の工事に係る金額等を総合的に判断して、主に対象設備の設置工事の費用と認められる場合は、本件融資の対象となります。

VI 融資に係る手続全般について

Q27 融資機関に融資申請を行う際に必要な書類を教えてください。

A27 以下の書類が必要です。

- ・ 兵庫県住宅用創エネルギー・省エネルギー設備設置特別融資貸付申請書（金融機関提出用（様式第1号の1）、県提出用（様式第1号の2））
- ・ 工事請負契約書等の写し（設置住所、契約者氏名、製品名・型番、経費の内訳及び太陽光発電設備設置の場合は太陽光発電設備のkW数が明記されているもの）
- ・ 設置図面の写し等
- ・ 設置設備に係る確認書
「躯体の断熱化工事」以外：様式第1号の3
「躯体の断熱化工事」：様式第1号の4
- ・ 申込者が設置住所に居住していることを証明する公的書類（申込日から3ヶ月以内に発行された住民票の写し、運転免許証等）

Q28 令和8年度の融資申込期間は、令和8年4月1日から令和9年3月1日までとなっていますが、これは融資申込者から融資機関に対する申し込みの期間ですか？ 融資機関から県に対する申込書類送付の期間ですか？

A28 融資申込者から融資機関に対する申し込みの期間です。なお、融資機関から県に対する書類の送付につきましては特に期限は定めておりませんが、令和9年3月31日までに融資を実行できる範囲で対応いただきますようお願いします。

Q29 製品名・型番、設備のkW数及び経費の内訳が明記された工事請負契約書の写しが必要とのことですが、契約書にこれらの記載がない場合はどうすればよいですか？

A29 契約書に製品名・型番、設備のkW数及び経費の内訳の記載がない場合は、これらを確認できる付属書類（内訳書や見積書など）を契約書に添付してください。

Q30 設置設備に係る確認書（様式第1号の3〈躯体の断熱化工事以外〉、第1号の4〈躯体の断熱化工事〉）は、誰が記載するのですか？

A30 設備の購入先又は設備設置の施工業者が記載してください。

Q31 うちエコ診断の受診を申し込みましたが、まだ受診していません。この段階で融資機関に融資を申し込み、審査を進めてもらえますか？

A31 可能です。ただし、最終的な融資の認定は、「うちエコ診断」の受診を確認してから行うこととなります。

Q32 融資はどの段階で受けることができますか？

A32 対象設備設置工事の完了後、融資機関に所定の書類を提出いただき、融資機関が書類を確認した後で、融資を実行します。

Q33 融資機関に融資申込を行い、受理されましたが、貸付認定通知書が届くまで工事に着工できませんか？

A33 融資機関に融資申込を行い受理された時点から、工事を着工できます。
ただし、融資機関や県の審査の結果により、本件融資そのものが認められない可能性や、希望される額の融資が認められない可能性があることから、貸付認定通知書が届くまで工事の着工をお待ちいただくことを強くお勧めします。

Q34 融資を申し込んだ後、貸付認定通知書が届く前に、申し込んだ内容を変更したい場合、どのような手続が必要ですか？

A34 融資機関に変更内容を申し出て、了承を得た上で、貸付申請書（様式第1号の1及び1号の2）の変更を行ってください。

Q35 貸付認定後に申し込んだ内容を変更したい場合、どのような手続が必要ですか？

A35 (1) 県への手続きが不要な変更事項（ただし、必ず融資機関の了解を得てください。）
・ 着工日・設置完了日（ただし、令和9年3月末までに設置工事及び融資機関の融資実行が完了する場合に限る。）
・ 借入期間、ボーナス併用の有無
・ 融資認定額（減少する場合）
(2) 融資をいったん辞退いただき、改めて融資を申し込んでいただく必要がある変更事項（辞退についてはQ36 参照）
※変更が決定した時点ですでに設置工事に着工している場合は、辞退後に改めて融資を申し込むことはできません。
・ 申込者、設置住所
・ 設置する対象設備のメーカー・機種、太陽光発電設備のkW数
・ 融資認定額（増加する場合）

Q36 貸付認定後に諸事情により対象設備の設置をやめました。この場合、何か届け出は必要ですか？

A36 認定を受けた者は、融資機関にその旨申し出てください。融資機関は、当該辞退者の氏名、認定年月日、認定番号、辞退の理由を記載した文書により、県に対して報告してください（様式は任意）。

Q37 融資を申し込み、すでに貸付認定を受けています。しかし、設置工事の着工が遅れたことにより、令和9年3月31日までに工事を完了させ、融資を受けることができそうにありません。どうしたらよいですか？

A37 認定を受けた日が属する年度の年度末（令和8年度については、令和9年3月31日）までに融資を実行できない場合は、本件融資の対象外となります。
融資機関にその旨申し出ていただき、融資機関から県に辞退の報告をいただくこととなります（Q36 参照）。